

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、次の企業理念とビジョンの下、誠実かつ公正な事業活動を通じて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、社会の持続的発展に貢献することを目指しています。その実現のための基盤として、コーポレートガバナンスを経営上の重要な課題に位置付けています。

< 企業理念 >

わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。

< ビジョン >

オープン、フェア、クリアな企業風土と先進・独自の技術の下、勇気ある挑戦により、新たな商品を開発し、新たな価値を創造するリーディングカンパニーであり続ける。

当社は、当社グループを取り巻く経営環境・事業環境の変化に適応して、持続的な成長と企業価値の向上を果たし、社会からの要請と期待に応え、社会の持続的発展に貢献します。そのために、迅速果断な意思決定及び意思決定に基づく執行と監督を適切に実施するための仕組みであるコーポレートガバナンス体制の構築と充実に継続的に取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける「特定の事項を開示すべきとする原則」を含む全ての原則を実施します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

・当社は、平成27年10月28日開催の取締役会において、当社のコーポレートガバナンスに関する考え方をまとめた「富士フイルムホールディングス株式会社 コーポレートガバナンス・ガイドライン(以下ガイドラインという)」を制定しました。

・ガイドラインは、当社ウェブサイトに掲載しております。

URL:

<http://www.fujifilmholdings.com/ja/about/governance/index.html>

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

ガイドラインの第2章7「政策保有株式」をご参照ください。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

ガイドラインの第5章15「関連当事者取引」をご参照ください。

【原則3-1(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画及び(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】
会社の目指すところ(経営理念等)及びコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、ガイドラインの第1章1「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照ください。

【原則3-1(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き】
ガイドラインの第5章13「取締役の報酬」をご参照ください。

【原則3-1(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き】
ガイドラインの第5章8「取締役候補者及び監査役候補者などの選定基準」をご参照ください。

【原則3-1(v) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明】
取締役及び監査役候補者の指名に際して、株主総会参考書類等において指名の理由を開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

ガイドラインの第5章1「機関設計」及び第5章2「取締役会の役割・責務」をご参照ください。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

ガイドラインの第5章3「取締役会の構成・多様性・規模」及び第5章9「社外役員の役割」をご参照ください。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

ガイドラインの第5章10「社外役員の独立性判断基準」及び(別紙)「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
ガイドラインの第5章3「取締役会の構成・多様性・規模」及び第5章8「取締役候補者及び監査役候補者等の選定基準」をご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】
ガイドラインの第5章12「取締役及び監査役による他社役員の兼任」をご参照ください。
なお、平成29年9月30日時点の当社社外役員の兼任状況については、下記の通りです。

社外取締役である川田達男氏は、セーレン株式会社の代表取締役会長、北陸電力株式会社の社外取締役、ダイキン工業株式会社の社外取締役、株式会社ほくほくフィナンシャルグループの社外取締役を兼任しています。
社外取締役である貝阿彌誠氏は、ソフィアシティ法律事務所の特別顧問を兼任しています。
社外取締役である北村邦太郎氏は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の代表取締役、三井住友信託銀行株式会社の取締役会長を兼任しています。
社外監査役である内田士郎氏は、SAPジャパン株式会社の代表取締役会長、株式会社日本トリムの社外取締役を兼任しています。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要】
ガイドラインの第5章5「取締役会の実効性評価」をご参照ください。
なお、平成29年1月～3月に実施した取締役会の実効性評価の結果の概要については、下記をご参照ください。
<http://www.fujifilmholdings.com/ja/about/governance/boardofdirectors/index.html>

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
ガイドラインの第5章14「取締役及び監査役のトレーニングの方針」をご参照ください。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
ガイドラインの第2章3「株主を含む投資家との対話」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	32,541,700	6.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	27,023,800	5.25
日本生命保険相互会社	17,666,338	3.43
株式会社三井住友銀行	10,478,226	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	7,843,300	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	7,707,800	1.50
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	7,174,347	1.39
三井住友海上火災保険株式会社	7,000,300	1.36
ノーザントラストカンパニー エイブイエフシー リユーエス タックス エグゼンプテッド ペンション ファ ンズ	6,886,600	1.34
株式会社ダイセル	6,327,049	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川田 達男	他の会社の出身者								○			
貝阿彌 誠	弁護士											
北村 邦太郎	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

川田 達男	○	昭和62年8月セーレン株式会社 代表取締役社長 平成23年6月同社 代表取締役会長 兼 社長 平成26年6月同社 代表取締役会長 現在に至る 平成29年6月当社取締役(社外取締役) 現在に至る 川田達男氏は、現在セーレン株式会社の業務執行者(代表取締役会長)を務めています。 川田達男氏が代表取締役を務めるセーレン株式会社と当社グループとの間には原材料の購入に関する取引がありますが、その取引額はセーレン株式会社が属する企業グループ及び当社グループ双方において連結売上高の1%未満と僅少であります。この取引関係は川田達男氏の当社社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。	川田達男氏は、長年にわたり、総合繊維メーカーにおいて代表取締役を務め、強いリーダーシップをもって、ビジネスモデルの転換、イノベーションの創出、組織変革などを実現してきました。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、広く当社の経営に対して提言・助言を行うことにより、社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした独立性を有する社外取締役です。
貝阿彌 誠	○	昭和53年4月東京地方裁判所判事補 平成12年4月東京地方裁判所部総括判事 平成19年7月法務省大臣官房訟務総括審議官 平成21年7月東京高等裁判所判事 平成21年12月和歌山地方裁判所・家庭裁判所所長 平成23年1月長野地方裁判所・家庭裁判所所長 平成24年11月東京高等裁判所部総括判事 平成26年7月東京家庭裁判所所長 平成27年6月東京地方裁判所所長 平成28年10月定年退官 平成29年2月弁護士登録 現在に至る 平成29年2月ソフィアシティ法律事務所入所 特別顧問 現在に至る 平成29年6月当社取締役(社外取締役) 現在に至る	貝阿彌誠氏は、東京高等裁判所部総括判事や東京地方裁判所所長などの要職を歴任し、裁判官として長年培ってきた豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、コンプライアンスや内部統制の観点を含め、広く当社の経営に対して提言・助言を行うことにより、社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした独立性を有する社外取締役です。
北村 邦太郎	○	平成23年4月三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 代表取締役副社長 中央三井信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) 代表取締役副社長 平成24年4月三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 代表取締役社長 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役会長 平成29年4月三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 代表取締役 現在に至る 三井住友信託銀行株式会社 取締役会長 現在に至る 平成29年6月当社取締役(社外取締役) 現在に至る 北村邦太郎氏は、現在三井住友信託銀行株式会社の業務執行者(取締役会長)を務めています。 北村邦太郎氏が取締役を務める三井住友信託銀行株式会社と当社グループの間には定常的な銀行取引があります。また、当社グループには同社からの借入れがありますが、借入額は当社連結貸借対照表の負債合計額の1%未満と僅少であります。これらの関係は、北村邦太郎氏の当社社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。	北村邦太郎氏は、長年にわたり、強いリーダーシップをもって金融機関の代表取締役を務め、金融・財務・資本市場分野における豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、広く当社の経営に対して提言・助言を行うことにより、社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした独立性を有する社外取締役です。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実の観点から、内部監査、監査役監査及び独立監査人による会計監査（財務報告に係る内部統制監査を含む）の相互連携に努めています。三者は各事業年度において、監査の計画、実施、総括のそれぞれの段階で、情報・意見を交換し、必要に応じ随時協議等を行っています。内部監査部門及び独立監査人は定期的に監査の結果を監査役に報告しており、事業年度の総括は監査役会に報告しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
小早川 久佳	公認会計士												
内田 士郎	他の会社の出身者									○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小早川 久佳	○	昭和43年3月公認会計士登録 現在に至る 平成8年7月ブライスウォーターハウス会計事務所（現 ブライスウォーターハウスコーパース）シニアパートナー 青山監査法人 統括代表社員 平成12年3月ゼネラル石油株式会社（現 東燃ゼネラル石油株式会社）監査役 平成12年7月同社常勤監査役 平成19年3月同社監査役 平成19年6月同社常勤監査役 平成26年6月当社補欠監査役 平成27年6月当社監査役 現在に至る	小早川久佳氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しています。その経験・見識に基づく客観的な視点から、社外監査役としての職務執行を適切に行えるものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした独立性を有する社外監査役です。

内田 士郎	昭和61年3月公認会計士登録 現在に至る 平成22年1月ブライスウォーターハウスコーパス株式会社 代表取締役社長 平成24年7月同社 代表取締役会長 平成27年1月SAPジャパン株式会社 代表取締役会長 現在に至る 平成28年6月当社監査役 現在に至る ○ 内田士郎氏は、現在SAPジャパン株式会社の業務執行者(代表取締役会長)を務めています。 内田士郎氏が代表取締役を務めるSAPジャパン株式会社と当社グループとの間にはソフトウェア関連取引がありますが、その取引額は同社が属する企業グループ及び当社グループ双方において連結売上高の1%未満と僅少であります。この取引関係は内田氏の当社社外監査役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。	内田士郎氏は、公認会計士及び企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しています。その経験・見識に基づく客観的な視点から、社外監査役としての職務執行を適切に行えるものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした独立性を有する社外監査役です。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

株価変動に関わる利害を株主の皆様と共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくために、ストックオプション制度を導入。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明

上記のストックオプション制度導入の目的に照らし、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人を対象に、株式報酬型ストックオプション及び通常型ストックオプションを付与。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

- ・取締役・監査役別に支給人員と報酬総額を開示しております。
- ・上記に加えて、使用人兼務取締役の使用人分給与・使用人分給与、役員賞与(取締役・監査役別)、役員退職年金(退任取締役・退任監査役別)の各々について、支給人員と総額を開示しております。
- ・有価証券報告書において、連結報酬等の総額が1億円以上の役員ごとの連結報酬等の総額及び種類別の額を開示しております。
- ・有価証券報告書において、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議により、それぞれその総額(上限)を決定しております。各取締役の報酬(賞与を含む)の金額は取締役会の決議に基づき代表取締役間の協議により決定し、各監査役の報酬(賞与を含む)の金額は監査役の協議により決定します。取締役及び監査役の基本報酬は、常勤、非常勤の別、職務の内容に応じた額を固定報酬として支給しております。取締役の賞与については、会社の業績及び各取締役の担当業務における成果に応じて決定しております。

また、取締役(社外取締役を除く)が株価変動に関わる利害を株主と共有し、企業価値の向上に貢献するインセンティブとして機能するよう、業績連動型報酬として、ストックオプション(新株予約権)を取締役(社外取締役を除く)に付与しており、各取締役の職務の内容、責任、権限などを勘案のうえ規程を設け、取締役会の決議により付与個数を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会事務局(法務部門)は、定期的開催される取締役会に上程する議案について、資料等の準備及び情報提供を行うとともに、必要に応じて都度補足説明を行っております。また、監査役会事務局(監査役スタッフ部門)は、定期的開催される監査役会において、常勤監査役と社外監査役とが情報共有化のために使用する監査実施内容等の資料作成や情報提供等のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、取締役会において経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに業務執行の監督を行い、取締役会が決定した基本方針に従い、執行役員が業務執行の任にあたっております。また、一定の事項については、会社法に基づき選定された特別取締役による機動的な意思決定を行います。さらに、社外取締役を3名選任することにより、経営に対する監督機能の強化を図っております。取締役及び執行役員は、その使命と責任を明確化するため、その任期を1年としております。

また、取締役会決議事項について取締役会への付議の可否を決定し、また、取締役会で決定された基本方針、計画、戦略に沿って執行役員が業務執行を行うにあたり、重要案件に関する施策の審議を行う機関として経営会議を設置し、これを機動的に開催し、効率的に業務を執行しております。

個々の業務執行に関しましては、執行役員及び各業務部門の機能分担と責任を、それぞれ執行役員業務管掌要綱及び職務規程によって明確化し、業務執行の過程における個別の意思決定は稟議規程に従い、適正かつ効率的に行っております。

当社の監査役会につきましては、監査役は現在4名で、うち2名は社外監査役であります。各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議にも常時出席し、代表取締役と定期的に意見交換を行う等、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。さらに、監査役監査機能の充実を図るため、現在、監査役スタッフ6名を配置しています。

< 監査役の機能強化に向けた取組状況 >

社外監査役である小早川久佳氏と内田士郎氏は、ともに公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

その他の監査役の機能強化に向けた取組状況については、当報告書のII-1の【監査役関係】に記載のとおりです。

当社は、非業務執行取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、定款に非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約に関する定めを設けています。この定めに基づき、当社は、取締役の川田達男氏、貝阿彌誠氏、北村邦太郎氏並びに監査役の三島一弥氏、松下衛氏、小早川久佳氏、内田士郎氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額までとする内容の責任限定契約を締結しています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細については、「富士フイルムホールディングス株式会社 コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第5章「コーポレートガバナンス体制」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当報告書II-2に記載の体制を通じて、意思決定と業務遂行の迅速性・効率性を図る一方で、業務遂行を適正に監督・監査し、経営の透明性及び健全性を確保できると考えております。

< 社外取締役に係る事項 >

当社社外取締役である川田達男氏は、長年にわたり、総合繊維メーカーにおいて代表取締役を務め、強いリーダーシップをもって、ビジネスモデルの転換、イノベーションの創出、組織変革などを実現してきました。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、広く当社の経営に対して提言・助言を行うことにより、社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。

当社社外取締役である貝阿彌誠氏は、東京高等裁判所部総括判事や東京地方裁判所所長などの要職を歴任し、裁判官として長年培ってきた豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、コンプライアンスや内部統制の観点を含め、広く当社の経営に対して提言・助言を行うことにより、社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。

当社社外取締役である北村邦太郎氏は、長年にわたり、強いリーダーシップをもって金融機関の代表取締役を務め、金融・財務・資本市場分野における豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、広く当社の経営に対して提言・助言を行うことにより、社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月29日開催の株主総会招集通知を、6月14日に発送。発送に先立って、6月12日に当社ウェブサイト、6月13日に東証ウェブサイト等において早期掲載を実施。
電磁的方法による議決権の行使	平成20年6月開催の定時株主総会から電磁的方法による議決権の行使を採用。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向けプラットフォームへの参加。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の議案情報に関する英訳版の作成と、当社及び東証ホームページ等への招集通知の掲載。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のIR情報開示方針について、当社IRサイトにて社外に公表している。また、「個人投資家向けIRサイト」を設ける等、個人投資家向けIRの充実も図る一方、英語版IRサイトを通じて、国内と同タイミングでの決算情報の発信等により海外投資家向けIRの充実も図っている。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等と合同で、主に国内主要都市での個人投資家向けセミナーを実施。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに、トップマネジメントまたは執行役員(経営企画部コーポレートコミュニケーション室管掌)が出席する決算説明会や、機関投資家・アナリスト向け事業説明会を開催。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	トップマネジメントまたは執行役員(経営企画部コーポレートコミュニケーション室管掌)等が直接、カンファレンス、個別ミーティングを実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、統合報告書、有価証券報告書・四半期報告書、中期経営計画資料、適時開示資料、会社説明会資料 等	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部コーポレートコミュニケーション室(広報及びIR部門)を設置。また米国、英国にもIR担当が常駐。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章、行動規範、富士フィルムホールディングス株式会社 コーポレートガバナンス・ガイドライン 第2章 株主との関係、第3章 株主以外のステークホルダーとの関係にて規定。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業行動憲章、行動規範にて規定。また、グループ全体のCSR活動を推進するためCSR委員会及びCSR担当部門を設置しており、「サステナビリティレポート」を毎年作成し、活動内容等を公表。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動憲章、行動規範にて規定。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会において決議した、業務の適正性を確保するための体制は次のとおりです。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループがその企業活動を行うにあたっての基本的なポリシーとして制定された「富士フィルムグループ企業行動憲章」及び「富士フィルムグループ行動規範」に基づき、法令及び社会倫理に則った活動、行動の徹底を図る。
- (2) 当社は、当社グループの企業活動全般における法令遵守、倫理性の向上・維持を目的として、社長を委員長とするCSR委員会を設置し、さらに、コンプライアンスを推進する専任部門を設置し、当該部門を中心に、当社グループ全体におけるコンプライアンス意識の浸透と向上を図る。
- (3) 富士フィルムグループ行動規範やコンプライアンスに関連した相談・連絡・通報を受ける窓口（以下「ヘルプライン」という）を当社グループ内外に設置し、当社及びその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処する。当社及びその子会社は、ヘルプラインを通じて相談などを行った者に対し、当該相談などを行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (4) 当社は、当社グループにおいて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法的勢力や団体との関係を排除し、これらの勢力や団体を利する行為をしない。
- (5) 当社及びその子会社は、稟議規程、文書管理規程、インサイダー取引防止に関する規程、個人情報等の管理規程、独禁法遵守規程、腐敗行為の防止に関する規程など必要な内部ルールを定め、これらのルールに従った業務遂行を求めるとともに、事業活動に関わる法規制の遵守を徹底すべく各種ガイドライン・マニュアルなどを制定し、定期的な教育を通じてコンプライアンスの徹底を図る。
- (6) 当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性確保のための内部統制システム、及びその運用の有効性を評価する体制の整備を推進する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、文書（電子媒体を含む）の保存及び管理に関して文書管理規程を制定する。当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を文書化し、同規程の定めるところに従って適切に保存及び管理する。
- (2) 当社の取締役及び監査役は、その職務執行に必要な場合、常時当該文書を閲覧することができる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループにおいて適切なリスク管理体制を構築するとともに、重要なリスク案件については、社長を委員長とするCSR委員会において、グループ全体の観点から、基本方針の策定と適切な対応策の検討・推進を行う。
- (2) 当社は、情報管理、安全衛生、環境、防災などに関わる各種の事業関連リスクについて、当社及びその子会社における規程、ガイドライン、マニュアルの制定及びリスク管理責任者の設置などにより、当社グループのリスク管理体制を構築する。また、当社及びその子会社は、個別の業務遂行において発生するリスク案件について適切に判断・対処するとともに、重要なリスク関連情報は、定められた手続きに従い、当社のCSR委員会事務局に報告する。
- (3) 当社は、当社グループとして取り組むべき重点リスク課題を定期的に整理し、各課題について当社及びその子会社における対応策の検討・実施状況を管理する。

4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定期的に取締役会を開催し、取締役会規程及びその関連規則に則り、グループ経営の基本的な方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに取締役の業務執行の監督を行う。一定の事項については、特別取締役による機動的な意思決定を行う。取締役の任期は、その使命と責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、これを1年とする。
- (2) 当社は、業務執行の迅速化を図るため執行役員制度を採用し、各執行役員の役割と責任範囲を執行役員業務管掌要綱で定める。各執行役員は取締役会が決定する基本方針に従い業務執行の任にあたる。執行役員の任期は、その使命と責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、これを1年とする。
- (3) 当社は、取締役会に付議すべき事項及びその他の重要事項について、関連する執行役員による審議を行う機関として経営会議を設置し、これを機動的に開催し効率的な業務執行、意思決定を図る。
- (4) 当社は、取締役会において当社グループの中期経営計画及び年度経営計画を策定する。当社及びその子会社は、当該計画に沿って業務を遂行し、定期的に遂行状況をレビューする。
- (5) 当社及びその子会社は、各業務部門の機能分担と責任を職務規程によって明確化し、業務執行の過程における個別の意思決定を稟議規程に従い適正かつ効率的に行う。

5. その他当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、持株会社として、当社の子会社による業務遂行を株主の立場から監督するとともに、グループに共通する業務を統一的、効率的かつ適切に遂行し、当社グループの企業価値の最大化を図る。
- (2) 当社は、当社の監査役及び監査役スタッフが当社及びその子会社の監査を定期的に行うことができるよう体制を整備し、業務の適正性の確保を図る。
- (3) 当社は、当社の子会社の重要な業務執行について、取締役会規程その他の関連規則において、当社の取締役会の承認又は経営会議の審議が必要となる事項及びその手続きを定め、当社の子会社にその遵守を求め、当社の子会社における業務遂行を管理する。
- (4) 当社は、当社の主要な子会社の取締役会の決議事項及び報告事項について定期的に報告を受け、また必要に応じてその他の事項について報告を求めることにより、当社グループにおける重要な業務遂行の状況を管理・監督する。
- (5) 当社は、当社グループの業務のIT化を積極的に推進し、業務遂行の正確性と効率性を常に向上させるよう努める。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 当社では、内部監査部門を設置し、当該部門所属の使用人が監査役スタッフを兼務することにより、当社の監査役の監査機能の充実に補助するものとし、このため内部監査部門の強化及び監査役スタッフの増強を図る。
- (2) 上記の使用人は、監査役スタッフとしての職務の範囲内においては当社の監査役の指揮命令に従い、その職務を補助する。当該補助者の人事については、当社の監査役の同意を得る。

7. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 当社及びその子会社において、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実が発生したときには、当該事実を発見した当社及びその子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた当社のコンプライアンス推進専任部門もしくは当社の子会社の監査役は、当該事実に関する事項について、速やかに当社の監査役に報告する。
- (2) 当社の業務部門又は当社の子会社は、業務遂行に関する月次報告書を当社の監査役に提供するものとし、また当社及びその子会社の取締

役及び使用人は、当社の監査役が監査に必要な範囲で業務遂行に関する事項の報告を求めたときには、これに協力する。
(3) 当社及びその子会社は、上記の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、定期的開催される監査役会において、監査実施内容の共有化等を図る。また、原則として常勤監査役が重要会議である経営会議等に常時出席するほか、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
- (2) 当社の監査役は、当社グループの監査の充実・強化のため、定期的に当社の主要な子会社の監査役と監査実施内容の共有化などを図り、意見交換を行う。
- (3) 当社の監査役は、内部監査部門、監査役及び会計監査人の相互連携が重要であるとの認識の下、三者間での情報の共有化を通じた効率的な監査の実施を図る。
- (4) 当社は、当社の監査役の職務執行により生ずる費用について、監査計画に基づき必要かつ十分な予算を確保し、関連する社内規程に従って負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「富士フイルムグループ行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法勢力や団体との関係を排除する姿勢を持ち、これらの勢力や団体を利する行為はしないことを基本的な考え方として定めており、管理体制の強化を図っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社の支配に関する基本方針)

基本方針及びその実現に資する特別な取組みの内容の概要

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社グループの財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。この考え方にに基づき、当社グループの企業理念のもと、「先進・独自の多様な技術力」と「グローバルネットワーク」、これらを支える「人材」と「企業風土」という当社グループの企業価値の源泉を伸張させることなどにより、企業価値の向上に努めてまいりました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的な視点から当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の獲得を目的とした買収提案がなされた場合、それを受け入れるか否かは最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者との十分な交渉機会を提供しないものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものがあります。

当社は、当社株式の大量買付を行おうとする者が現れた場合は、株主の皆様のご判断に資するべく積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図るために、会社法及び金融商品取引法等の関係諸法令の範囲内で可能な措置を適切に講じてまいります。

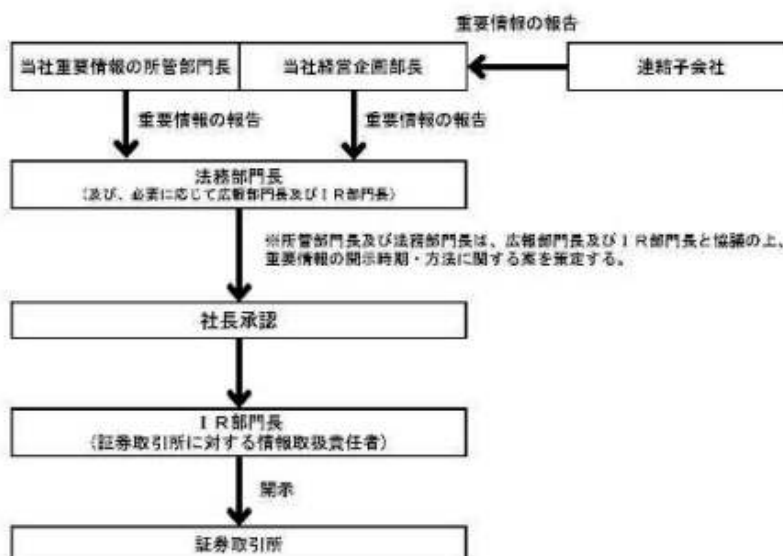
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社では、金融商品取引法やその他の法令、証券取引所の定める開示ルール等に基づいた適切な情報開示に努めております。適時開示情報の発信に関しては、法定開示同様、その重要性を強く認識しており、当該責任部門であるIR部門に一元化し、公正・公平な情報開示・提供を行っております。

当社及び連結子会社にて発生した重要情報は、社内規程に基づき、法務部門長へ報告されます。当該情報の所管部長及び法務部門長は当該情報の開示時期・方法等につき速やかに広報部門長及びIR部門長と協議の上、社長の承認を得て、証券取引所に対する情報取扱責任者であるIR部門長より、当該情報を開示しております。(別紙参照)

当社グループ全体のガバナンス強化を継続的に実施すべく、平成29年7月に当社社長を委員長とするガバナンス強化委員会を設置。現在、グループ会社管理強化、経理強化、監査強化、コンプライアンス強化、ITガバナンス強化の5つのプロジェクトを推進しております。引き続きガバナンス強化への取り組みを進めていくと共に、その進捗状況を継続してお伝えします。

適時開示に係る社内体制



富士フイルムホールディングス(株) 内部統制システム 概要図

